

長島町普通財産の処分について（鷹巣団地跡地）入札参加者説明書

長島町は、地方自治法第234条第1項の規定により、普通財産を一般競争入札により譲渡します。

1 入札に付する物件

譲渡物件（鷹巣団地跡地）

所在地	地番	地目	登記簿面積	予定価格（円） （最低制限価格）
鷹巣大畠	2467-1	宅地	2779.90m ²	4,522,300 円

2 入札の方法

一般競争入札

3 開札の日時、場所

令和8年10月5日（月曜日）午後1時30分から 開発総合センター3階大会議室

なお、入札書の提出は、開札日の12時00分までに長島町総務課へ提出すること。

4 普通財産の処分に関する要領（鷹巣団地跡地）及び契約条項等を示す日時及び場所

令和8年8月17日（月）から令和8年9月11日（金）まで

長島町役場 建設課

5 入札参加資格

(1) 長島町内に住所がある個人又は長島町内に事業所等がある法人であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当する者

イ 長島町が行う契約等からの暴力団排除措置に関する要綱（平成28年1月1日告示第7号）第3条第1項各号の規定に該当する者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがされている者

エ 市町村税等を滞納している者

オ その他町長が不適当と認めた者

6 契約条件

鷹巣団地跡地の譲渡に当たっては、普通財産の譲渡決定を受けた者（以下「契約者」という。）が次に掲げる事項を履行することを売買契約の条件とする。

- (1) 契約日から90日以内（履行期限）までに現地に存する立木を伐採し、処分場へ搬入の上、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを町に提出すること。
- (2) 旧鷹巣団地の住宅2戸（1号棟28.0m²及び5号棟28.0m²、ゴミステーション）について、契約日から90日以内（履行期限）までに解体工事業の許可を有する者により解体を行うこと。（除却届及び建物取壊し証明書の写しを町に提出すること）

7 入札参加申込書の提出

普通財産の譲渡を受けようとする者は、指定する期間内に入札参加申込書（第1号様式）に次の書類を添付の上、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票（法人の場合は登記事項証明書及び定款）
- (2) 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（法人の場合は資格証明書（代表者事項証明書））
- (3) 暴力団排除措置に関する誓約書
- (4) 市町村税納税証明書（未納がないことの証明）
- (5) 前項（契約条件）に記載の契約条件を履行できる証明（工事契約書（町有財産売買契約が締結された場合に有効となる仮契約書でも可））

8 申込み方法 前項のとおり入札参加申込書等の提出による申し込み（ホームページ及び建設課建築係に有り）持参・郵送は問わない。

- (1) 提出期限 令和8年8月17日（月）から令和8年9月11日（金）
午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ）
- (2) 申込み先 長島町役場 建設課 建築係
長島町鷹巣1875番地1

9 入札参加資格の審査

町長は、申込みを受けたときはこれを審査し、適当と認めたときは、入札参加承認書（第2号様式）を当該申込者（以下「入札参加者」という。）に交付する。

10 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として、見積もる金額の100分の5以上の金額を入札執行前までに納入しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納入を免除されたときは、この限りでない。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする

- (1) 入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札
- (2) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (3) 入札金額が予定価格を下回る入札書による入札
- (4) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

- (5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項が押印を付さずに加除訂正されている入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (6) 消字することのできる筆記用具を用いて文字を記載した入札書による入札
- (7) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (8) 送付、電報又は電送の方法による入札。

12 譲渡物件の用途及び法的規制

- (1) 譲渡後の用途については、建築基準法等の法令を遵守して計画し利用すること。
- (2) 契約の締結の日から 5 年間は、所有権の移転を禁止する。

13 入札の方法

- (1) 入札書（第 3 号様式）は、必要事項を記入し、記名押印し、封かんの上、開札当日の 12 時までに役場総務課まで提出すること。
- (2) 入札は一人 1 通とし、同時に他の者の代理人となることはできない。
- (3) 代理人による入札をしようとするときは、本人の委任状（第 4 号様式）を、入札前に契約担当者へ提出すること。1 物件につき 1 通の委任状を提出すること。

14 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、予定価格以上の最高価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

15 落札決定の通知

落札者が決定したときは、落札者又はその代理人に入札書へ押印させて通知する。

16 売買契約の締結及び売買代金の納入

- (1) 落札後、7 日以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約締結までに契約金額の 100 分の 10 以上の額を、町の指定する方法及び指定する日までに納入するものとする。

なお、納入期限が経過した場合は、落札者が契約の締結をしない旨を申し出たものとみなす。

- (3) 売買代金は、履行確認検査までに一括納付するものとする。
- (4) 所有権移転登記の手続きについては履行確認検査後に町が行うものとする。ただし、登記に要する登録免許税その他の費用については、すべて買受人が負担するものとする。

契約期限は、契約後 3 箇月以内とする。

17 入札書及び委任状

「入札書」及び「委任状」の用紙は、長島町が配付する。

お問い合わせ先

〒899-1498

長島町鷹巣1875番地1

長島町役場 建設課 建築係

電話 0996（86）1132（直通）

譲渡物件

① 鷹巣団地跡地

【土地】 所在地 長島町鷹巣2467-1

地目 宅地

面積 2,779.90 m²



【建物】 1号棟 28.00 m²



【物件】 5号棟 28.00 m²



契約までの流れ

入札参加申し込み	令和8年8月17日（月）から令和8年9月11日（金）まで（平日のみ受付）
参加承認書の送付	令和8年9月17日（木）発送
入札保証金の納付	見積もる金額の100分の5以上の金額 令和8年10月2日（金）まで
入札日	令和8年10月5日（月）午後1時
入札場所	長島町開発総合センター3階大会議室
契約書	町が作成する契約書に押印していただきます。（2部）契約書に契約金額に応じた印紙（1,000円～2,000円）が必要です。（1部のみ）
契約保証金の納付	契約日までに 契約金額の100分の10以上の金額
契約日	令和8年10月13日（火）までに契約してください。
履行期限	令和9年1月12日（火）まで
履行確認	契約後、住宅2棟及びゴミステーションの解体、木の伐採を行ってください。 住宅の解体、木の伐採が終了しましたら町へご連絡ください。連絡後履行確認検査をします。
契約金額	契約後、履行確認検査までに全額を納入してください。
移転登記	履行確認検査後、所有権移転登記を行います。
その他	